

取扱注意

基監発第 1001002 号

平成 15 年 10 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に伴う短時間労働者対策の推進に当たって留意すべき事項について」の一部改正について

事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針の一部改正については、「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」の一部改正について（平成 15 年 8 月 25 日付け基発第 0825003 号、職発第 0825003 号、能発第 0825002 号、雇児発第 0825002 号）により、通達されたところであるが、今般の指針の改正に伴い、下記のとおり平成 5 年 12 月 1 日付け基監発第 46 号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に伴う短時間労働者対策の推進に当たって留意すべき事項について」を改正したので、これが取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

- 1 記の 1 の(2)中「において示された点」を「の記の 2 の(2)」に改める。
- 2 記の 1 の(3)中「法第 10 条」の下に「第 1 項」を、「厚生労働大臣」の下

に「(法第 10 条第 2 項により一部を都道府県労働局長に委任。以下同じ。)」を、「報告の徴収又は助言、指導若しくは勧告」の下に「(以下「助言等」という。)を加え、「ある。」を「あること。」に、「本条に定める助言、指導又は勧告」を「本条に定める助言等」に改める。

3 記の 2 の標題中「(以下「相談等」という。)」を削る。

4 記の 2 の(2)の②のハ中「法第 10 条に基づく報告の徴収又は助言、指導若しくは勧告に関する処理を行うこともあるので、事案の内容及び処理経過を取りまとめの上、本省と協議を行うこと」を「事案の内容及び処理経過を踏まえた上で、必要に応じて法第 10 条に基づく助言等に関する処理を行うこと」に改める。

5 記の 2 の(2)の②のニを次のように改める。

ニ なお、上記法第 10 条に基づく助言等のうち、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案については、本省において処理を行うものもあるので、当該事案に該当すると考えられる場合には、事案の内容及び処理経過を取りまとめの上、本省に協議すること。

(参考1)

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に伴う短時間労働者対策の推進に当たって留意すべき事項について」の一部改正について新旧対照表

改正後	現行
<p>1 基本的考え方</p> <p>(2) 法第3条及び指針第2に定める労働条件に係る「均衡等の考慮」に関しては、平成5年12月1日付け基監発第45号、婦労発第18号、業調発第60号、開発第57号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行業務の推進に当たり留意すべき事項について」の記の2の(2)に留意すること。</p> <p>(3) 法第10条第1項では、厚生労働大臣（法第10条第2項により一部を都道府県労働局長に委任。以下同じ。）は、事業主に対し、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、報告の徴収又は助言、指導若しくは勧告（以下「助言等」という。）をすることができる旨定めているが、これは、法及び指針に定められた努力義務を履行していない事業主に対して、これを履行させるための厚生労働大臣の権限を定めたものであること。</p> <p>しかしながら、労働基準監督</p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>(2) 法第3条及び指針第2に定める労働条件に係る「均衡等の考慮」に関しては、平成5年12月1日付け基監発第45号、婦労発第18号、業調発第60号、開発第57号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行業務の推進に当たり留意すべき事項について」において示された点に留意すること。</p> <p>(3) 法第10条では、厚生労働大臣は、事業主に対し、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、報告の徴収又は助言、指導若しくは勧告をすることができる旨定めているが、これは、法及び指針に定められた努力義務を履行していない事業主に対して、これを履行させるための厚生労働大臣の権限を定めたものである。</p> <p>しかしながら、労働基準監督</p>

機関においては、この種の指導・勸奨は従来から監督活動の一環として行ってきたところであるので、相談等の際又は監督指導時において事業主が努力義務を履行していない事実を把握した場合であっても、ただちに本条に定める助言等を行うのではなく、後記2及び3に示すところにより、指導・勸奨を行い、短時間労働者の適正な労働条件の確保を図ることとするものであること。なお、この場合、局長通達記第2本文なお書に留意すること。

2 法及び指針に関連する相談等の処理

(2)の②

ハ [REDACTED]

[REDACTED] 事案の内容及び処理経過を踏まえた上で、必要に応じて法第10条に基づく助言等に関する処理を行うこと。

機関においては、この種の指導・勸奨は従来から監督活動の一環として行ってきたところであるので、相談等の際又は監督指導時において事業主が努力義務を履行していない事実を把握した場合であっても、ただちに本条に定める助言、指導又は勧告を行うのではなく、後記2及び3に示すところにより、指導・勸奨を行い、短時間労働者の適正な労働条件の確保を図ることとするものであること。なお、この場合、局長通達記第2本文なお書に留意すること。

2 法及び指針に関連する相談等(以下「相談等」という。)の処理

(2)の②

ハ [REDACTED]

[REDACTED] 法第10条に基づく報告の徴収又は助言、指導若しくは勧告に関する処理を行うこともあるので、事案の内容及び処理経過を取りまとめの上、本省と協

ニ なお、上記法第 10 条に基づ
く助言等のうち、厚生労働大
臣が全国的に重要であると認
めた事案については、本省に
おいて処理を行うものもある
ので、当該事案に該当すると
考えられる場合には、事案の
内容及び処理経過を取りまと
めの上、本省に協議すること。

議を行うこと。

ニ なお、法及び指針のうち労
働基準局の所掌に係る部分以
外のものについての相談等に
ついては、適切な関係行政機
関等を紹介すること。